

ミニコミュニティバス試行運行の基本的方向性（案）

1. 事業の名称について

これまでの地域公共交通会議の中で、ワゴン車による乗合交通の導入を検討してきたが、これを「ミニコミュニティバス」と呼び、以降統一することとする。

2. 試行運行実施にあたっての方向性

ミニコミュニティバスの試行運行の実施において、前提となる考え方は以下の三つである。

① シンプルな運行・実施体制

複雑な制度を導入することは、利用者の混乱を招き、市の事務量の増大が見込まれることから、ミニコミュニティバスの試行運行においては適当でないと考える。また、運転手の負担を特に増やさないようにする。

② 既存交通機関との競合回避

コミュニティバス事業は、基本的に民間事業者の交通機関の交通網を補完するものであり、料金その他において既存の交通機関と競合することのないよう配慮する必要がある。今回導入を検討しているミニコミュニティバスの路線は、一部既存の路線バスの路線と重複する箇所があるため、慎重な議論が求められる。

③ 本当に必要とする人の利用を重視

公共交通は、本来誰でも利用可能であるが、ワゴン車という車両の特性（定員の少なさ）を考慮すると、複数の交通手段が選択可能な中でミニコミュニティバスを必要とする人が利用できるような事業計画及び運行計画の策定が求められる。一方、従来のコミュニティバス「くにっこ」とは、異なる条件での運行であることにも留意しなければならない。